環境・ストック活用推進事業のうち、調査、普及・広報に関する事業を行う補助事業者の公募についての公示

令和８年１１月１１日
国土交通省住宅局長　佐々木　俊一

次のとおり、環境・ストック活用推進事業のうち、調査、普及・広報に関する事業を行う補助事業者の公募について公示します。

１．事業の概要

（１）事業名

環境・ストック活用推進事業（うち、調査、普及・広報に関する事業）

（２）事業の目的

本事業は、上記（１）に掲げる事業を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、住宅・建築物の省エネ・省CO_2、気候風土に応じた建築技術・工夫等による低炭素化等に係る先導的な技術の普及啓発に関する調査、普及・広報を推進することを目的とする。

（３）事業内容

住宅・建築物の省エネ・省CO_2技術に関する「調査、普及・広報」を行う事業

（４）事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。
令和８年１１月下旬　～　令和９年３月31日

（５）補助対象事業者の要件

次の１）から５）までの全てを満たすこと。

１）提案事業を的確に遂行するため、提案内容に応じて、住宅・建築物の省エネ・省CO_2技術に関する幅広い知識と能力を有すること。

２）公正及び中立な実施に支障を及ぼすおそれがないよう、以下に掲げる選定基準のうち、調査・評価を行う事業においては①に、普及・広報を行う事業においては②に合致すること。

①公平性及び中立性の高い機関であり、かつ、業として、住宅を設計し若しくは販売し、住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅の建設工事を請け負う者に支配されないこと

②公平性及び中立性の高い機関であること。

３）知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

４）補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

５）補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

２．公募対象事業

（１）以下の取組みを含む事業を公募対象とする。

ア　住宅・建築物の省エネ改修や性能向上リフォームの実態等に関する調査を行う事業

（２）補助金の上限額、補助率及び募集件数

なお、補助上限額は、以下に記載する金額を想定している。

３５百万円程度の内数、定額、１件程度

３．手続等

（１）説明書の交付期間、場所及び方法

① 期間：令和８年１１月１１日(水)～令和８年１１月２５日(水)12 時 00 分

② 場所：下記担当部局

③ 方法：下記担当よりメールにて送付

説明書の交付を希望する場合は、予め担当まで事前連絡を行うこと。

（２）提案書の提出期限、場所及び方法

① 期限：令和８年１１月２５日(水)12 時 00 分まで（必着）

② 場所：下記担当部局

③ 方法：下記担当へ、原則として電子メールにて提出すること。

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）にて提出する場合は予め担当まで事前連絡を行い、４部（正１部・写３部）提出すること。

④電子メールにて提出する場合の注意事項

・当該文書の真正性を担保するため、下記記載の押印省略時のルールに従うこと。

① 申請の担当者を複数名含めた送信とすること。

② メール件名または文中に、正式な申請・決定等である旨を記載すること。

③ ①、②の要件を満たすメールを交付年度終了後 10 年間保存すること。

・着信を確認すること。

・ファイル総量は極力 10 メガバイト以内とすること。

・以下のソフト及び形式で作成し提出すること。

「Just System 一太郎」「Microsoft Word」「Microsoft Excel」

「Adobe Acrobat Reader」

(これ以外での提出は無効)

（３）担当部局

〒100-8918　東京都千代田区霞が関２－１－３

国土交通省住宅局住宅生産課　堀田

電話：03-5253-8111（内線 39-431）

電子メール：horita-y2ex@mlit.go.jp

４．留意事項

（１）不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止

・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限

・補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表

・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報

・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

（２）経理に関する留意事項

・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。

・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができ

る書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。

・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。

・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。

・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がいない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

（3）内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項

・本事業の交付申請には、関係会社等※からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。

・本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以外の２者を含めた３者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。

・虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。

※「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条第８項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

（4）事業実施に関する留意事項

交付決定後、事業実施中に募集要項等に定める要件を満たさなくなり適正に完了されない場合は、補助金を交付しないことがある。また、補助金の支払われた事業が、事業完了後に募集要項等に定める要件を満たさなくなった場合は、合理的な事由があるときを除き、原則として補助金の返還を求めることとする。

５．　その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（2）提案書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

（3）提出された提案書は、当該提案者に無断で２次的な使用は行わない。

（4）提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

（5）採用された提案書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨について提案書を提出する際に申し出ること。

（6）詳細は説明書による。